



長門市

令和7年度

～省力化機器等導入支援補助金～

先着順

省力化機器 を導入する経費を助成します。

人手不足・事業継続・業務効率化を支援

募集期間

★令和7年8月25日（月）～令和8年1月31日（土）

※ただし、予算がなくなり次第受付終了

対象事業者

★市内に事業所を有する事業者

（中小企業者、NPO法人、医療・福祉、一次産業を営む個人）

※令和6年度の「省人化・省力化機器等導入支援補助金」に申請した事業者を除く

補助額

★補助率：**2 / 3**

★補助上限額：**50**万円

補助対象機器

★自動精算機(セルフレジ) ★券売機 ★食器洗浄機

★清掃ロボット ★配膳ロボット ★セルフオーダーシステム

★会計ソフトウェア ★人が行う業務を代替できる機器

★ソフトウェア

上記のほか、各社の実情に合わせた機器

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助金」を受けた場合は、その補助金額を控除した額が補助対象経費となります

※他の業務に転用できそうな機器は対象外となる場合がありますので、お問い合わせください

《問合せ・申請先》
長門市産業政策課
(担当窓口：商工振興班)

☎0837-23-1136

✉shoko.bussan@city.nagato.lg.jp

補助金手続きフロー

《申請書は市のHPからダウンロードできます。》

申請

購入機器を決めて補助金を申請(※電子メールで提出してください)
令和7年8月25日～受付開始

交付決定

書類の審査後、交付決定通知を交付(※実際の購入は交付決定通知後)
※予算の上限に達した場合は終了となります。

事業実施

途中で変更または中止した場合は申請が必要

実績報告

終了後30日以内(又は令和8年3月2日まで)に報告

補助金確定

実績審査後、補助金額確定通知を交付

補助金支払

補助金額確定通知を受領後、補助金請求書を提出し支払

Q & A

ホームページにもQ & Aを掲載しておりますのでご覧ください

Q1: どのような事業者が対象になりますか?

A1: いくつか対象外となる条件を設けていますが、ほとんどの市内事業者が対象となります。
《詳細はお問い合わせください》

Q2: 個人事業主は対象となりますか?

A2: 開業届を出しており、事業収入を申告されている人で、長門市内の事務所等で導入する場合は対象となります。《詳細はお問い合わせください》

Q3: 店舗・事務所が市内にあるが、本社が市外の場合は対象となりますか?

A3: 対象となります。

Q4: 長門市内に本社がありますが、市外の店舗に導入する予定の機器は対象となりますか?

A4: 対象となりません。

Q5: 機器等を導入する店舗は住宅と併用になります。対象となりますか?

A5: 住宅併用の店舗、事務所等で出入口が同一の場合は、対象となりません。ただし、店舗部分と住宅部分が明確に分かれている場合は審査の上、対象となる場合があります。
《詳細はお問合せください。》

Q9: 開業に向けて準備中の店舗に導入する機器は対象になりますか?

A9: 対象となりません。

Q10: 1事業者に1回限りとなっているが、本店と支店がある場合は店ごとに申請可能か?

A10: 複数の店舗・事務所がある場合は、まとめて申請してください。

Q11: 他の補助金と併用して申請できますか?

A11: 申請出来ます。ただし、補助対象経費からその額を差し引いて申請してください。

Q12: 補助対象機器の導入や設置工事はいつからできますか?

A12: 本補助金の**交付決定を受けてから購入・発注してください**。交付決定前に購入したものについては申請できません。

Q13: 中古品やリース品は、補助の対象となりますか?

A13: 補助対象とはなりません。

Q14: 申請者と発注先の購入・施工事業者が同一でも対象となりますか?

A14: 対象となりません。また、申請者の親会社、子会社などの関連会社との取引に係る経費についても対象となりませんのでご注意下さい。

Q15: 車を購入しようと思いますが対象となりますか?

A15: 対象となりません。車両・船舶などの構造上人が乗って使用する機器は対象外となります。
例) 自動車・船舶・乗用農機具・電動カート・フォークリフト等